

## I はじめに

中国及び樺太・旧ソ連（以下「中国等」という。）からの帰国者は、年々減少する一方ですが、日本へ帰国した後、地域に定着している多数の帰国者については、既に高齢化を迎えており、日本語の習得は大変困難な状況です。

また、言葉が不自由なため就労も思うようにならず、安定した職も得られなかったことから、老後の生活への不安や、地域からの孤立など、帰国後の置かれている環境には厳しいものがあり、その状況は様々です。

こうした状況の中、中国残留邦人により国家賠償を求める集団訴訟が平成13年より16都道府県で提起されましたが、平成19年1月、当時の総理大臣から厚生労働大臣に中国残留邦人に対する新たな支援策を与党とも十分相談しながら検討するよう指示がなされ、これを受けて、厚生労働省は、中国残留邦人から意見を聴くとともに、有識者会議を開催し、新たな支援策の検討を行いました。

その後、平成19年7月に与党中国残留邦人支援に関するプロジェクトチームにおいて、満額の老齢基礎年金等の支給やそれを補完する生活支援を中核とする、中国残留邦人等に対する新たな支援策が集団訴訟原告団との合意のもとに取りまとめられました。

この新たな支援策を実施するため、与野党合意の議員立法により、平成19年11月に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が全会一致で成立し、平成20年4月から、新たな支援策を開始しました。

中国残留邦人等に対する支援策については、従来からの支援策に加え、（i）老後の生活安定を図るための支援として、①満額の老齢基礎年金等の支給や②満額の老齢基礎年金等の支給を受けても世帯の収入が一定の基準に満たない場合に従来の生活保護に変わる支援給付の支給を行うとともに、（ii）地域における生活支援として、地域における多様なネットワークを活用することで、中国残留邦人等が気軽に参加できるような仕組み作り、地域の中での理解、見守りや支え合いなど地域で安定して生活できる環境を構築するとともに、中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供するなど、地方自治体の協力を得ながら、個人の状況に応じた支援を実施しています。

さらに、中国残留邦人問題への国民の理解と協力を深めるために啓発・広報等を実施しています。

本資料は、中国残留邦人等に対する支援を担当する都道府県及び市区町村の初任者職員の皆様の一助となるよう、中国残留邦人等に対する支援策を紹介し整理したものとしています。

担当者の皆様方が、本資料を通じて中国残留邦人等の方々や各種の支援制度への理解を深めていただくことにより、日常業務に役立てていただければ幸いです。

### （資料に使われる法令の略称）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)…(略)支援法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)…(略)支援法施行令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号)…(略)支援法施行規則